

河南町PRキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河南町PRキャラクター「河南町のカナちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用の許可申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ河南町PRキャラクター使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (5) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許可基準)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (8) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

(使用許可)

第5条 町長は、キャラクターの使用を許可するときは河南町PRキャラクター使用許可通知書(様式第2号)により、使用を許可しないときは河南町PRキャラクター使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び使用方法においてのみ使用すること。
- (2) 町で認めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 第5条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用前に、当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (6) 使用対象物件に河南町のキャラクターであることを明記すること。

(使用許可の変更等)

第8条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ河南町PRキャラクター使用許可変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、河南町PRキャラクター変更使用許可通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、キャラクターの使用が次の各号いずれかに該当するときは、使用許可を取り消すとともに、河南町PRキャラクター使用許可取消通知書（様式第6号）により使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条又は第7条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) その他町長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 町長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 町は、前条第1項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害及び第三者に対して与えた損害若しくは損失について、その責を負わない。

2 町は、使用者がキャラクターの使用によって自らが受け、又は第三者に対して与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 第9条第1項各号いずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。